

長野県最低賃金

時間額



1,061 円

(改正前 時間額 998 円)

効力発生年月日 令和7年10月3日

☆業種・年齢・雇用形態（正社員、パート等）
に関わらず、長野県内で働くすべての人に
適用される1時間当たりの賃金の最低額です。

長野県PRキャラクター「アルクマ」©長野県アルクマ



長野労働局

<https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/>



【賃金、最低賃金に関するお問い合わせ先】

最寄りの労働基準監督署 又は、長野労働局労働基準部賃金室
(☎026-223-0555)

【支援策（助成金）に関するお問い合わせ先】

業務改善助成金 長野労働局雇用環境・均等室 (☎026-223-0560)

キャリアアップ助成金 長野労働局 職業対策課 (☎026-226-0866)